

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応		
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】	
125	大綱		実施大綱及び大学評価基準全般	今回の基準から、大学が作成することとなる自己評価書は、判断指針の捉え方によって、大学ごとに自己評価結果の内容に結構、違いがあるのであるかと思われます。それを機構において評価されることになります。法令等の基準についてはある程度、統一的には評価は可能かとは思いますが、専門的なところや特徴的なところについて、どのような観点で評価をされ、公正な評価が担保されるのか、心配です。	修正は行わない	評価の実施にあたっては、「大綱（案）」4 評価実施体制にあるとおり、大学機関別認証評価委員会を設けたうえで、その下に評価部会を編成し、評価にあたります。対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置する。また、社会の幅広い理解と支持が得られるように、社会、経済、文化等各方面の有識者等の関与を求めるとともに、大学関係者による利益相反を排除して、公正性を担保。 また、基準に関する判断の根拠を分析するために、大学が自己評価書の作成にあたって参照する「自己評価実施要項」及び機構が評価の際に準拠する手順を示す「評価実施手引書」を作成、公表し公正性を担保。
126	大綱		実施大綱及び大学評価基準全般	JABEEの共通基準との比較などを始めていますが、JABEEの結果を最大限活かせるものにしていただきたい。JABEEの結果を活かせるとした場合、例えば、JABEEの評価期間と認証評価期間は一致していないことが多いので、このあたりの活用方法なども明示していただけると助かります。法人法による法人評価結果の活用も同様です。	修正は行わない	第三者による評価の活用に関しては、「自己評価実施要項」にその詳細を記載。
6	大綱	1	1 評価の目的	簡条書きされている目的項目のうち、2番目だけは「大学それぞれの」となっているために、それ以外の項目の「大学」は「大学一般」と解釈すべきにも思われるが、認証評価は各大学に対して実施されることと、また目的項目の前の文章での「大学」の用い方から「受審大学」と理解される。上記の解釈で良いのでしょうか？	修正は行わない	その解釈のとおり。
128	大綱	1	実施大綱 P 1 1 評価の目的	旧大綱では、「その個性的で多様な発展に資するよう」とあった部分 が、「大学それぞれの目的を踏まえて、．．個性を伸長すること」となっており、多様性の観点で後退した印象を持ちます。 また、評価の目的が「質の保証・向上・改善の促進」という表現のみとなり、「発展」という要素が表現上無くなったことにより、一層大学評価が「後ろ向き」な位置づけに見えます。各大学がどのようにその個性を伸長しているかを、大学間で共有するなど、発展に資するよう評価結果を活用する項目があるべきではないかと考えます。	修正は行わない	2点の指摘のいずれについても、とくに具体的修正を求めるものではないので、修正しない。なお、発展に資するための評価結果の活用については、大学としての取組みに期待している。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
5	大綱	1	2 評価の基本的な方針 他 「大学機関別認証評価実施大綱（案）」及び「大学機関別認証評価大学評価基準（案）」では、各所に「内部質保証」という用語が用いられているが、別添のとおり、「自律的質保証」という用語に置き換えるべきである。 ※別添あり	修正は行わない	「内部質保証」という用語は、平成28年3月31日付の「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令（以下、「改正細目省令」という。）の公布についての通知」等に準拠するものであり、整合性の観点からこの用語に統一。
74	大綱	1	2 評価の基本的な方針 毎年度の実績と成果を蓄積するために、基本的なデータの様式を示されてはどうか。	修正は行わない	自己評価書に記載を求めるデータ等については、「自己評価実施要項」で明示する。なお、平成29年度まで「大学現況票」「平均入学定員充足率計算書」の内容については、平成30年度から「共通基本データ様式」として大学ポートレートと連携して様式を提示することとなっている。
27	大綱	1	2 評価の基本的な方針 (1) 大学評価基準の策定 上から1行目の「・・・「大学評価基準」を策定し、その総合的な状況の評価します。」について、次の「(2) 教育活動を中心とした評価」でも同じ表現が使われているため（「・・・大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価を行います。」）、ここでは以下のような表記（下線部分）が良いのではないのでしょうか。 (例) 「・・・「大学評価基準」を策定し、 <u>その基準に基づいて</u> 評価します。」	修正は行わない	修正をする積極的理由が明確でないことから、修正は行わない。
129	大綱	1	実施大綱 P 1 2 評価の基本的な方針 (1) 大学評価基準の策定 旧大綱では「大学評価基準に基づき、・・・基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。」、 新大綱では「『大学評価基準』を策定し、その総合的な状況の評価します。大学評価基準の策定にあたっては、・・・」と新旧対照において、旧では「基準を満たしているかどうか」から、新では「総合的な状況」に、さらに新では基準そのものの策定まで言及と、二重の大幅改訂となっていますが、「ポイント」資料にその旨・経緯等が書かれていません。重要なことと思いますので、改めて説明が必要に思います。	修正は行わない	指摘は、とくに具体的な修正を求めるものではないので、修正しない。なお、「総合的な状況」は2巡目の大綱では欠落していた学校教育法第109条への参照を明示したものである。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
28	大綱	1	2 評価の基本的な方針 (2) 教育活動を中心とした評価	文末の「・・・総合的な状況の評価を行います。」について、本実施大綱（案）は、「評価します。」「評価を行います。」「評価を実施します。」が混在しているため、以下のように表記を「評価します。」に統一してはどうでしょうか。 (例) 「・・・総合的な状況を評価します。」	修正は行わない 修正をする積極的理由が明確でないことから、修正は行わない。
7	大綱	1	2 評価の基本的な方針 (3) 個性の伸長と質の向上及び改善に資する評価	「個性の伸長」が評価されるとも解釈される見出しとなっているが、評価基準案には「個性の伸長」に直接関連する基準がない。評価の目的の記述に整合させて、見出しを「質の向上及び改善に資する評価とそれを通した個性の伸長」としては如何でしょうか？	修正は行わない 個性の伸長に資する内容の分析は、すべての基準について可能となるように「自己評価実施要項」に記載される。
8	大綱	1	2 評価の基本的な方針 (3) 個性の伸長と質の向上及び改善に資する評価 および 5 評価の実施方法 ・機構による評価	基本方針（3）では、「質の改善を具体的に促すために、改善を要する事項があれば、改善を要する点として指摘します。」とされている。また、機構による評価の3）では「改善を要する点が認められた基準については満たしていないものと判断します。」とされている。この方針と評価方法では、質の向上はされているが、向上が不十分（内部質保証が不十分）と判断されて改善指摘があった場合には方針（3）に関連する基準を満たさないと判断されることがあり得ることとなります。評価側の立場では、もう少し質を向上させた方が良い事に対しては改善指摘がし難いこととなります。内部質保証に関連する教育の質向上に関する評価等においては、「改善を要する点」以外の「改善を期待する点」といったコメント的な評価を付記できるようにすると、受審大学の今後の質の向上のための活動にも有益ではないでしょうか？	修正は行わない 質の向上は優れた成果、取組を確認するための指標として明示している。改善を要する点については、法令、評価基準に照らして改善すべき事項があるかどうかを判断して決定するため、質の向上とは別の判断になる。
29	大綱	1	2 評価の基本的な方針 (3) 個性の伸長と質の向上及び改善に資する評価	・上からの2行目の「質の向上を促すために、・・・」及び3行目の「質の改善を具体的に促すために、・・・」について、「質の改善」だけに「具体的に」と書いてある理由は何でしょうか。 ・本段落には、「個性の伸長」に対応した記載がありませんが、必要ないでしょうか。	修正は行わない 平成28年3月の一連の改正に繋がる中央教育審議会の議論では、認証評価の結果が改善に反映されることが求められており、そのために具体的な改善内容を明示することを2巡目まで以上に真摯に行うことを述べている。 また、「それぞれの大学が設定する目的を踏まえる」ことで個性の伸長に寄与することを述べている。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意見	対応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理由等】
67	大綱	1	2 評価の基本的な方針 (3) 個性の伸長と質の向上及び改善に資する評価	質保証に関連して、すぐれた成果が確認できる取り組みのアピールは、大学の個性の伸長にとって非常に重要であり、戦略目標とKPI設定にも関わる。それだけに、当該観点に係る、機構側の評価の手法など、もっと指針を明確化してほしい。	修正は行わない 優れた成果が確認できる取組については、基準2-3にかかる判断の指針において明示している。また、内部質保証に関しては、2巡目までと同様に「評価実施手引書」において記載し、公表する。
113	大綱	1	実施大綱 P1「2 評価の基本的方針 (3)個性の～」 P4「7 改善状況の継続的確認」 P6「11 評価のスケジュール」⑨ 改善状況の報告	改善指摘事項の実施翌年度以降の「確認」について、想定されている確認作業の概要を示していただきたい。仮にかなりのボリュームの報告と機構との「確認」対応が想定されるのであれば、評価スケジュールに示されている「6月末」は文科省に提出する法人評価の事業年度報告の提出時期と重なるため、状況によっては作業の円滑な実施が懸念される。	修正は行わない 「自己評価実施要項」及び「評価実施評価実施手引書」において明示する。
30	大綱	1	2 評価の基本的な方針 (4) 内部質保証の重視	上から1行目の「・・・、その結果を改善につなげることにより、・・・」について、自己点検・評価の結果は、改善だけではなく個性の伸長にも利用するものと考えますが、そのように考える場合、以下のような表記（下線部分）が必要ではないでしょうか。 (例) 「・・・、その結果を大学の個性や特色を伸ばすとともに改善につなげることにより、・・・」	修正は行わない 修正をする積極的理由が明確でないことから、修正は行わない。
31	大綱	1	2 評価の基本的な方針 (4) 内部質保証の重視	上から4行目の「・・・、大学による内部質保証活動の一環として行われた自己点検・評価の結果とそれに対する対応を記した自己評価書及び資料・データ等を分析するとともに、・・・」について、この表現だと「自己点検・評価の結果」、「自己評価書」及び「資料・データ等」を提出するように読めますが如何でしょうか。（P3の「5 評価の実施方法」の(1)評価の基本構成の「・大学による自己評価」に記載されている表現であれば良いですが。）	修正は行わない 学校教育法第109条第1項に「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定されており、「自己点検・評価の結果」は、公表されているものとして分析の対象としている。 なお、機構に提出いただく文書については、「自己評価実施要項」に明示する。
68	大綱	1	2 評価の基本的な方針 (4) 内部質保証の重視	教育課程に係る自己点検・評価については、周期の設定が大学の任意であり、認証評価の受審期間とのズレが想定される。次期認証評価のあり方からすれば、期間内の内部質保証の機能状況が確認対象である。このため大学が作成した自己・点検評価報告書の情報の可能な限りの活用を原則とし、データの更新要求は、最少にすべきである。（内部質保証を機能させるためにも、認証評価に伴う過剰負担の抑制が必要）	修正は行わない 認証評価については、評価受審年度以外にデータ等の要求はしていない。なお、機構が実施する大学機関別認証評価では、実地の訪問調査を行って評価することから、当該年度におけるデータを必要とすることを前提として、自己評価書からは確認できない事項についてデータ、根拠資料を要求することは最小限度にとどめてきており、今後も同様とする。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応		
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】	
107	大綱		<p>◎実施大綱 p.1 2. 評価の基本的な方針 (4) 内部質保証の重視</p> <p>◎大学評価基準 p.2 領域2 内部質保証に関する基準</p>	<p>3巡目の重点評価項目となる「内部質保証」の定義を確認したい。実施大綱（案）には「教育活動を中心とした評価」を行う旨の説明があるが、大学評価基準（案）では「領域2：内部質保証に関する基準」となっている。（「教育の内部質保証」とは言っていない）</p> <p>「内部質保証」とは、具体的には「教育の内部質保証に関するガイドライン（H29.3.29大学改革支援・学位授与機構）」の内容を指すのか、それとももっと広義のものなのか？</p>	修正は行わない	「内部質保証」の用語については、改正細目省令等に準拠するものである。
130	大綱	1	2 評価の基本的な方針 (4) 内部質保証の重視	<p>今回の改訂の最大のポイントにこの項目が挙げられていますが、本項目の重要性は認めつつも、大綱として今後それなりの期間継続するのに対し、本項目は過渡的、すなわち内部質保証の体制が整備されるまでの期間における評価を重視する点を記述しており、数年後にこの内部質保証の体制が当たり前になった際に意義を失ってしまう（各大学の差がなくなってしまう）ように思います。本大綱に基づく大学評価が今後少なくとも数年間に渡り持続的なものとすれば、「重点的に評価します」という過渡的対応を項目として書くべきではないと思われまます。この点は本大綱に別添で</p>	修正は行わない	指摘は、とくに具体的修正を求めるものではないので、修正しない。なお、内部質保証の重視は、改正細目省令の定めるところによるものである。
131	大綱	1	<p>実施大綱 P1 2-(4) P2 3 評価基準 P2 領域2</p>	<p>「内部質保証」が自己点検・評価及びその結果に基づく改善と同一視され、他の基準と同列の一領域として位置付けられておりますが、本来、内部質保証は、事後の自己点検・評価と結果の活用のみならず、教学マネジメント等に関する事前の方針・手順及び進行中の実施管理を含む包括的概念（質の確保・向上サイクル全体）であり、かつ、大学における内部質保証システムの存在及び機能の状況こそ、認証評価が確認すべき総体ではないかと考えます。</p>	修正は行わない	指摘は、とくに具体的修正を求めるものではないので、修正しない。なお、基準2-1、2-2、2-3において、大学における内部質保証システムの存在及び機能の状況について判断することとしている。
132	大綱	1	<p>実施大綱 P1 2-(4) P2 (5) 同頁 3 評価基準 P1 領域1 P2 領域2 P8 領域6</p>	<p>「教育の内部質保証」は、本来、「学習成果」を究極目標として、教育組織・教育課程等が整合性をもって体系的に整備・運営されることによって実現するものと考えますが、そうした趣旨が明示されておられません。具体的には、評価基準の領域6においては、学習成果を究極目標とする教育課程等の体系性・整合性の趣旨が読み取れますが、領域1においては、学習成果への言及が全くないまま、教育の目的、教育研究組織、教員の配置、運営体制等がばらばらに論じられているように思います。</p>	修正は行わない	指摘は、とくに具体的修正を求めるものではないので、修正しない。なお、教育課程が体系的に整備されているかについては、基準6-3で判断することとしている。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
16	大綱	2	<p>2 評価の基本的な方針 (5) 学習成果を重視した評価</p> <p>該当箇所における、「各種関係者からの意見聴取などの参画を求める評価」は、機構の現地調査を受ける際に、大学に各種関係者を招聘しておくことを求めるということであると解釈します。専門家の共通の観点によるピア・レビューでも、評価が一樣な結果とならないことは少なくありません。聴取する各種関係者からの意見の客観性をどう保証するかは、大学機関別認証評価の根幹に関わるので、新設においては慎重に検討していただきたいと考えます。</p> <p>また、外部の関係者の意見聴取には、招聘に係る日程調整、交通費等が発生し、大学の負担が増えることが予想されます。大学は、内部質保証システムの中で、学外の利害関係者、有識者等による外部評価を実施し、その結果を各大学が作成する自己評価書において報告しています。新設する意見聴取の対象は在学生とし、その他の関係者の意見は、これまで通り書面で提出する自己評価書から分析する等、できるだけ効率的な評価活動を実施していただくことを要望します。</p>	修正は行わない	指摘の内容を踏まえ検討し、「評価実施手引書」、「訪問調査実施要項」において明示。
32	大綱	2	<p>2 評価の基本的な方針 (5) 学習成果を重視した評価</p> <p>上から2行目の「・・・各種関係者からの意見聴取などの参画を求める評価を実施します。」について、本実施大綱（案）は、「など」と「等」が混在しているため、表記を「等」に統一してはどうでしょうか。また、「評価を実施します。」についても、上記「2」と同様、「評価します。」に統一してはどうでしょうか。 (例) 「・・・各種関係者からの意見聴取等の参画を求める取組を評価します。」</p>	修正は行わない	修正をする積極的理由が明確でないことから、修正は行わない。
79	大綱	2	<p>2 評価の基本的な方針 (5) 学習成果を重視した評価</p> <p>「学生をはじめ卒業生、雇用者等の各種関係者からの意見聴取などの参画を求める」について、意味が正確に伝わるよう記載すべきである。例えば、学生や雇用者等の参画を必須とし、その参画の手段としてインタビューやアンケート調査等を想定しているという趣旨なのか。</p>	修正は行わない	「自己評価実施要項」「訪問調査実施要項」「評価実施手引書」において、意見聴取等を含む学生、卒業生、雇用者等の参画については明示する。
89	大綱	2	<p>2 評価の基本的な方針 (5) 学習成果を重視した評価</p> <p>「各種関係者からの意見聴取などの参画を求める評価を実施します。」については、具体的な聴取先や聴取内容の例を提示いただきたい。</p>	修正は行わない	「自己評価実施要項」「訪問調査実施要項」「評価実施手引書」において、意見聴取等を含む学生、卒業生、雇用者等の参画については明示する。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
114	大綱	2	<p>実施大綱 P2 「2 評価の基本的方針 (5)学習成果を重視した評価」</p> <p>本項の「学習成果」の具体的な内容を示していただきたい。（たとえば、学生・卒業生が大学で獲得した知識・スキル等の絶対的なレベルを指すのか、あるいは、大学(学位プログラム)で設定したディプロマポリシーに即した知識・スキル等の獲得を指すのか、あるいは入学して卒業するまでに獲得した知識・スキル等の相対的な「伸び」を指すのか等）。</p>	修正は行わない	卒業・修了時に期待される学習成果については基準6-1を参照し、その判断は基準6-8において行こととしている。
110	大綱	2	<p>2評価の基本的な方針 (6)大学関係者等による公正な評価 4評価の実施体制 (1)評価の実施体制</p> <p>いずれの箇所でも評価に「有識者」を評価担当者として配置するとある。この「有識者」について、以下のような疑義がある。 ・そもそもどのような者を「有識者」として想定しているのかが明確でない。 ・仮に専門性の類似した大学関係者が「有識者」に該当する場合、利害関係が生じる可能性があり、公正さが担保されない。 ・仮に大学関係者以外の者が「有識者」に該当する場合、多岐にわたる高度な専門性を限られた評価委員数で正当に評価できるのか疑問である。 したがって、実際の評価部会の評価担当者として「有識者」が入った場合に評価に偏りが生じる可能性がある。</p>	修正は行わない	大学関係者を中心とするピアによる評価によって専門性を担保しつつ、公正な評価を実現するために社会、経済、文化等各方面に高い識見を有する有識者の評価への参画を求めている。また、利益相反は排除することとしている。
133	大綱	2	<p>実施大綱 P 2 2 評価の基本的な方針 (6) 大学関係者等による公正な評価</p> <p>旧大綱（5）（6）の統合となっていますが、旧（6）の「評価結果を広く社会に公表」「常に評価システムの改善」といった表現が無くなりました。新大綱でこれら透明性その他の事項はどのように保証されるのか明確にしていきたいと思います。</p>	修正は行わない	評価の透明性、評価システムの改善については、実施大綱（案）の「6 評価結果の公表」及び「13 大学評価基準等の変更」に記載している。なお、ピアレビューの公正性を担保する透明性は大学関係者以外の有識者が評価に関与することによって実現することを具体的に記述している。
61	大綱	2	<p>2 評価の基本的な方針 (7) 国際的な質保証の動向との整合性</p> <p>この度の改正では「国際的にも参照される評価を行う」とされ、機関別認証評価が「国際通用性のある評価」となる、従前に比べ一歩踏み込んだものとなっている。そこで、改正された認証評価を受審し基準を満たしていると判断された場合、「<u>国際通用性のある認証評価</u>によって評価・認証されたもの」と解釈してもよいか、お聞きしたい。 また、国際通用性について、各大学は大学評価基準の事項に沿って自己評価を行うことになるが、今後、今回の大綱に沿った「自己評価実施要項」等で、それぞれの基準の下に具体的な分析・評価項目として「基本的な観点」に相当するものが示され、その中に国際通用性に関する具体的な内容が盛り込まれるのか、お聞きしたい。</p>	修正は行わない	機関別の評価というのは、国際的に相互に認め合うような状況に至っているとは必ずしもいえないことから、「国際通用性」という言葉を用いると、誤解が生じる可能性がある。このため、評価の仕組みとして国際的な動向を踏まえたものとするにとどめるという形で整理するという趣旨の変更である。なお、大学が行う教育研究の取組が国際的に通用するかどうかの観点に関する評価についてはここでは特段言及していない。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
111	大綱	2	2評価の基本的な方針 (7)国際的な質保証の動向と整合性	「国際的な高等教育の質保証に関する標準的な視点と手法との整合性を取り、 <u>国際的にも参照される評価を行う</u> 」とあるが、「国際的にも参照される評価」の評価基準を明確にすべきである。	修正は行わない 意見を参考にする。
134	大綱	2	実施大綱 P 2 2. 評価の基本的な方針 (7) 国際的な質保証の動向との整合性	「大学評価基準の策定及び評価の実施にあたっては、国際的な高等教育の質保証に関する標準的な視点と手法との整合性をとり、国際的にも参照される評価を行います。」とありますが、「国際的な高等教育の質保証に関する標準的な視点と手法との整合性をとり」ということは、あまりにも曖昧な表現ではないでしょうか。どの国のどの視点や方法なのでしょう。この観点を含めて新たな認証評価基準を設定されたのではないのでしょうか。この一文で、全ての提示されている認証評価基準を見直すことでもあるという宣言なのでしょう。この認証評価基準の根幹に関わる表現でもあり、ご再考を強くお願い致します。	修正は行わない 指摘は、とくに具体的修正を求めるものではないので、修正しない。なお、機構は高等教育の質保証に関わる団体から構成される国際的ネットワークに積極的に関与しており、そこから得た評価に関する国際的な動向と機構における評価の実際とが乖離しないことに留意して基準、方法を固定化することなく必要に応じて検討する方針。
33	大綱	2	3 大学評価基準の構成	下から2行目の「内部質保証に係る基準のうち大学評価基準で定めるものについては、重点評価項目として位置づけます。」について、「内部質保証に係る基準のうち大学評価基準で定めるもの」とは、「領域2 内部質保証に関する基準」のことを指しているという理解でよいでしょうか。もし、その理解で正しい場合、以下のような表記のほうが分かりやすいのではないのでしょうか。 (例) 「「領域2 内部質保証に関する基準」のうち内部質保証に係る基準については、重点評価項目として位置づけます。」	修正は行わない 修正をする積極的理由が明確でないことから、修正は行わない。
62	大綱	2	3 大学評価基準の構成	従前の評価基準では基準の下に設定された「基本的な観点」についてそれぞれ自己評価したが、この度の改定（案）では評価基準が6領域27基準で構成されるなど、大きく改訂されている。今回の大綱に沿った「自己評価実施要項」等で、それぞれの基準の下に具体的な分析・評価項目として「基本的な観点」に相当するものが示されるのか。そうでなければ、「自己評価実施要項」等にそれぞれ基準で自己評価すべき「基本的な観点」に相当する具体的な事項を挙げていただいた方が、自己評価が容易になると思われる。	修正は行わない 自己評価実施要項等で今後それぞれの評価基準を分析する内容あるいはそれに留意する点等を明示する。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
69	大綱	2	4 評価の実施体制 (1)	評価の実施体制について、各大学の評価者の選任については、継続的な改善状況の確認と、ゼロベースの新鮮な目線での確認の双方が重要であるため、継続者・新任の割合に配慮すべきである。	修正は行わない 2巡目までと同様、評価者としての経験をもつ評価委員も、その経験をもたない評価委員も一律の研修を行い、評価の際の考え方の統一を行うこととしている。
21	大綱	3	5 評価の実施方法	【評価業務への負担軽減と人的・時間的コスト削減について】 評価の効率化として提示された、「大学ポートレートのデータや他の第三者評価の資料等の活用」、「必ずしも全ての基準に関して文章での記述を求めない、根拠資料のみの提出による自己評価」など、認証評価の質保証を低下させない範囲で実現可能な工夫・改善により、大学と認証評価機関双方の評価業務における負担軽減と人的・時間的コストの削減につながる提案に賛同します。 ○3巡目の大学機関別認証評価のポイント（検討案） P.2:9.評価の効率化	修正は行わない 修正を求められていないため。
55	大綱	3	5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成	改定案では、「領域」ではなく「基準」を満たしているか評価することとなり、これにより、これまでの10項目の「基準」に対する評価が、27項目の「基準」に対する評価となるため、機構及び大学ともに業務負担が増えることが懸念されるが、その点に関しては、どのように考えておられるか。 改善を要する点が1つでも認められた場合、当該基準は「満たしていない」との判断になるのか。若しくは、改善を要する点があった場合でも、当該基準に対する取組みを総合的に判断し、「満たしている」と判断する場合もあるのか、教えていただきたい。	修正は行わない 今回の改定ではこれまでの10の基準及びその下にある81の観点を27の基準として再整理したものであり、内容については大幅に変更したものではない。そのため、業務量が大幅に増加することは考えられない。なお、大綱5（1） 機構による評価の3）に記載のとおり、改善を要する点が1つでも認められた場合、当該基準は「満たしていない」との判断になる。
56	大綱	3	5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成	「満たしていない基準があった場合、すべての基準にかかる状況を総合的に勘案し、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準を満たすと判断し・・・」の下線部について、どのような状況であれば、質を確保できていると判断されるのか。	修正は行わない すべての基準にかかる状況を総合的に勘案し、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況と評価委員会として判断した場合に質を確保できていると判断する。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
34	大綱	3	5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 ・大学による自己評価	項目3)には、「個性の伸長」に対応した記載がありませんが、必要ないでしょうか。	修正は行わない 必要がないので修正は行わない。
124	大綱	3	5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 ・大学による自己評価 1)	今回の改定案では、各学部・研究科単位のプログラム・レビューが必要とされるなど作業が増加しているため、法人評価の資料の活用など、作業の効率化を図るための工夫をご検討いただきたい	修正は行わない 意見を参考にする。
22	大綱	3	5 評価の実施方法 ・大学による自己評価 1)	<p>【評価業務の効率化について】</p> <p>自己評価書の作成について、各基準の下に設けられた観点ごとに全て文章での記述を求めてきたことを改め、適切な根拠資料で分析が可能な場合にはその提出を求めのみとする評価業務の効率化に賛成します。</p> <p>については、当該データの提出は、webに必要な数値等のみを入力すればよいようなシステムの導入を望みます。</p> <p>○3 巡目の大学機関別認証評価のポイント（検討案） P.1:3.教育課程の評価、 P.2:9.評価業務の効率化</p>	修正は行わない ウェブを利用したデータ提供システムなどの可能性を視野にいれつつ、必要な基盤、資源を含めて検討中。
25	大綱	3	5 評価の実施方法 ・大学による自己評価 1)	<p>【認証評価と他の質保証制度との連携について】</p> <p>他の第三者評価等（JABEE、日本医学教育評価機構、薬学教育評価機構等）が実施する専門分野別評価や国立大学法人評価、公立大学法人評価等）に係る資料や結果の活用等、他の質保証制度との連携について賛成します。</p> <p>については、これらを受審し、適正であるとの評価を受けた場合には、重複する基準に係る評価業務の免除について検討を要望します。</p> <p>○3 巡目の大学機関別認証評価のポイント（検討案） P.1:3.教育課程の評価、 P.2:9.評価業務の効率化</p>	修正は行わない 基準の重複を含めて検討し、「自己評価実施要項」において具体的内容を明示。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応		
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】	
63	大綱	3	5 評価の実施方法 ・機構による評価	今回の改正では、「内部質保証」が重点的に評価され、その重点項目が基準を満たしていないと判断された場合大学評価基準を満たさないと判断されることは理解できる。そこで、「内部質保証」についてその体制や手順等の整備については、基本的に機構から提示された「教育の内部質保証に関するガイドライン」に沿った体制や手順等の整備がなされていないと基準を満たしていないと判定されるのか、お聞きしたい。	修正は行わない	機構から提示された「教育の内部質保証に関するガイドライン」は、基本的な考え方を示すとともに、具体的な方策を例示したものであるため、後者については、大学が行う体制や手順等の整備を拘束するものではないため、そのとおりに実施されていることが確認できないとしても、それを根拠としている基準を満たしていないと判定されることはない。
75	大綱	4	5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 ・機構による評価	優れた成果の取組と改善を要する事項について、それぞれ指摘されることはPDCAサイクルの実効性の向上に資すると思われれます。改善を要する点に対する対応状況を継続的に確認する手続きを具体的に示されてはどうでしょうか。	修正は行わない	「自己評価実施要項」にて、より具体的な内容を明示する予定
76	大綱	4	5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 ・機構による評価	評価の観点と基準は学術分野によって異なる点が多いと考えますので、学問の多様性を担保した評価とされてはどうでしょうか。	修正は行わない	基準6-1から基準6-8は教育課程の状況に関して判断するものであるため、学問の多様性は一定程度担保されている。
77	大綱	4	5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 ・機構による評価	評価基準における「良好」と「概ね良好」の差をどの様に理解すれば良いのか、量的・質的な基準が設けられると分かり易いと考えます。	修正は行わない	認証評価においては「良好」「概ね良好」という指標を用いての判断は行っていない。
78	大綱	4	5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 ・機構による評価 1)	訪問調査は必要に応じて実施することとし、書面調査のみで評価が完了する大学があっても良いのではないのでしょうか。	修正は行わない	機構が実施する訪問調査は、改正細目省令第1条第1項第4号が実施調査を求めていることに対応するもの。
35	大綱	3	5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 ・機構による評価	項目2)の「2) 教育課程と学習成果に関する基準については、・・・」について、「教育課程と学習成果に関する基準」の部分は、以下のように正式名称が良いのではないのでしょうか。 (例) 「2) 「領域6 教育課程と学習成果に関する基準」については、・・・」	修正は行わない	「領域」という名称は、関係がより深いと考えられる基準をわかりやすくまとめたものであり、評価にあたって留意すべきものではないため、その名称は使用していない。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
36	大綱	3	5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 ・機構による評価	項目3)について、以下のように修正（下線部分を追記）してはどうでしょうか。 (例)「3)改善を要する点が認められた基準については、 <u>その基準を満たしていないものと判断します。</u> 」	修正は行わない 修正をする積極的理由が明確でないことから、修正は行わない。
90	大綱	4	5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 ・機構による評価 4)	「満たしていない基準があった場合、すべての基準にかかる状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準を満たすと判断」については、判断方法が不明確であるので、具体的に提示いただきたい。	修正は行わない 大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況の確認は評価委員会が合議によって行うという趣旨である。
112	大綱	3	5 評価の実施方法 (1)評価の基本構成 ・機構による評価4)	「それぞれの基準で改善を要する点がある場合には当該基準を満たさないとするが、大学評価基準としての判断は、全ての基準の分析内容を総合的に勘案して大学評価基準を満たしているか否かを判断する」とあるが、「総合的に勘案」する際の判断基準を明確にすべきである。	修正は行わない 大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況の確認は評価委員会合議によって行うという趣旨である。
115	大綱	3	実施大綱 P3 (1)評価の基本構成 ・機構による評価 4) すべての～	「…内部質保証の体制または手順を整備していないと確認した場合…」について、整備の判断基準（「大学評価基準（案）」の「判断の指針」より具体的に何がどこまでできていればよいのか）を示していただきたい。 また、内部質保証は3ポリシーに基づき学位プログラムごとに実施されるべきものとするが、機構による「確認」も学位プログラムごとなのか、わかるような記述が望ましい。	修正は行わない 機構による判断の方法については、「評価実施手引書」において具体的に示す。 また、評価委員会では、評価部会による評価結果案を合議し、大学の目的に応じて判断することとしている。 また、「大綱」5 評価の実施方法（1）評価の基本構成において、「基準ごとに、大学全体として、また、必要に応じて各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等として教育研究活動等の状況を分析」することを求めるとともに、「各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断」するとしている。
37	大綱	4	5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 ・機構による評価	項目5)には、「個性の伸長」に対応した記載がありませんが、必要ないでしょうか。	修正は行わない 必要がないので修正は行わない。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
91	大綱	4	5 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 ・機構による評価 5)	「重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合にはとくに高く評価します。」について、次回以降の効率的な評価の内容を具体的に提示いただきたい。	修正は行わない 次回以降に効率的評価を行うことに関しては、各大学における内部質保証の整備、実施の状況を踏まえて3巡目の評価を実施しつつ具体的に検討中。
135	大綱	3	実施大綱 P 3 5. 評価の実施方法 (1) 評価の基本構成 ・機構による評価	旧大綱では「基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合や、... その旨を指摘します。」とあったのが、新大綱では「改善を要する点が認められた基準については満たしていないものと判断します」となっており、非常に大きな変更です。評価においては基準の適否よりも、取組の中からさらなる発展性が見えるかどうかの方がより重要と思いますが、本案に基づく評価ではそうした前向きな指摘事項は一切書かれないものになると考えられます。（前向きな指摘事項でも見る評価者によっては「改善を要する点」と誤解されうるため） 旧大綱にあるように、優れている点を記述しうる方が妥当に思います。	修正は行わない 発展性のある取組みに対する対応は、実施大綱（案）「2（3）」及び「5（1）」に記載している。また、優れている点については、自己評価書及び評価結果にて記述することになる。
116	大綱	4	実施大綱 P4 5 評価の実施方法 (2) 機構における評価の方法	機構の評価基準を正確に理解するためにも、本改定後の「自己評価実施要項」「評価実施手引書」「訪問調査実施要領」の改定案についても評価受審大学に示していただきたい。	修正は行わない 平成30年3月に公表する予定である。
38	大綱	4	6 評価結果の公表	正確性を期するため、以下のように修正（下線部分を追記）してはどうでしょうか。 「（1）評価結果は大学ごとに作成し、対象大学及びその設置者に通知します。また、 <u>機構</u> ウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。 （2）評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、大学から提出された自己評価書等を <u>機構</u> ウェブサイトに掲載します。」	修正は行わない 修正をする積極的理由が明確でないことから、修正は行わない。
80	大綱	4	6 評価結果の公表（2）	公表対象とされる報告書等に関して、新実施大綱案の「大学から提出された自己評価書等」の「等」とは、具体的に何を指すのか正確に伝わるよう記載すべきである。併せて、現行の実施大綱にある「根拠として別添で提出された資料・データ等を除く」との文言を削除する趣旨について説明願いたい。	修正は行わない 自己評価書のほかに公表を想定しているものとしては、3巡目で新たに追記することとした改善状況の確認の結果並びに根拠として別添で提出されたデータ・資料のうち、大学から公表してもいいと確認されたものである。また、提出方法の電子化を検討しているため「別添」という表現はとくに避けている。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応		
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】	
119	大綱	4	6 評価結果の公表 (2) 2行目 自己評価書を・・・	・「等」について、具体的に想定している書類を提示願いたい。 P 4 5 評価の実施方法(2) 2行目から3行目では、今回から根拠データ等提出資料を含め「自己評価書」と定義づけられている(含まれている)ため、他が想定できないため。	修正は行わない	自己評価書のほかに公表を想定しているものとしては、3巡目で新たに追記することとした改善状況の確認の結果並びに根拠として別添で提出されたデータ・資料のうち、大学から公表してもいいと確認されたものである。また、提出方法の電子化を検討しているため「別添」という表現はとくに避けている。
39	大綱	4	7 改善状況の継続的確認	下から2行目の「機構は評価委員会においてその対応状況を確認し、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価結果に追記し、公表します。」について、どのタイミングで評価結果に追記して公表するのでしょうか。また、追記された評価結果を大学へ通知する旨の記載がありませんが、必要ないでしょうか。	修正は行わない	当該年度の評価結果と同時に公表し、通知する。
136	大綱	4	実施大綱 P 4 7. 改善状況の継続的確認	「大学評価基準を満たしていると判断された大学で改善を要する点として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告を機構に対して行うこととします。機構は評価委員会においてその対応状況を確認し、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価結果に追記し、公表します。」とありますが、認証評価が実施された後、「改善を要する点として指摘された事項」について、どの程度の期間を置いて確認されるのでしょうか？事項によっては、時間を要する場合があります。大学側で報告する時期を選択できるのか明確にしていきたいと思えます。	修正は行わない	改善を要する点に対応する取組みの成果に関する報告の詳細については、『自己評価実施要項』で具体的に示す。
40	大綱	5	8 追評価	下から3行目の「この追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、・・・」について、判断するのは、大学改革支援・学位授与機構でしょうか。それとも、大学機関別認証評価委員会でしょうか。	修正は行わない	「大綱」5 評価の実施方法(2)(3)に基づき、評価委員会が判断する。
41	大綱	5	8 追評価	下から2行目の「・・・大学として大学評価基準を満たしているものと認め、その旨を公表します。」について、どのタイミングで認めて公表するのでしょうか。	修正は行わない	当該年度の評価結果と同時に公表する。
42	大綱	5	9 情報公開(2)	現実施大綱に記載のある「ただし、大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該大学と協議します。」が改訂案では削除されていますが、削除された理由は何でしょうか。	修正は行わない	現行の記載は、法令上の手続きを繰り返しているだけであり冗長であるため。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
43	大綱	6	11 評価のスケジュール	追評価のフローは必要ありませんか。	修正は行わない 必要に応じて作成する。
44	大綱	6	11 評価のスケジュール	正確性を期するため、以下のように修正（下線部分を追記）してはどうでしょうか。 「①機構による評価に関する説明会等の実施 ○大学に機関別認証評価の仕組み、方法等を説明します。」	修正は行わない 修正をする積極的理由が明確でないことから、修正は行わない。
117	大綱	6	実施大綱 P6 11 評価のスケジュール ④自己評価書の提出	前述1の通り、6月末の自己評価書の提出は大学における限られたマンパワーでの作業であり、困難なケースも想定される。提出期限を7月末等にずらすことを検討していただきたい。	修正は行わない 6月末の自己評価書の提出は2巡目までと同様であり、この提出期限については、大学に対する検証アンケート結果からも十分に支持されていると判断できる。
139	基準	2	評価基準 P2 領域2	基準2-1～2-3が重点評価項目となっていますが、重点評価項目が「具体的に」他の基準とどう違うのか、わかりづらいように思います。2-1および2-2に関しては、大学評価基準を満たす上での必要条件と記されていますが、2-3はどのような位置づけなのか明確にしていきたいと思います。	修正は行わない 指摘は、とくに具体的修正を求めるものではないので、修正しない。なお、基準2-1、2-2、2-3の扱いについては、判断の指針に具体的に記載している。
138	基準	2	評価基準 P2 領域2 基準2-4	基準2-4は、英語圏先進国等の大学で一般的な学位プログラムの新設・改廃等の学内承認に準じた仕組みを学部・学科や研究科・専攻等の組織及び教育課程を対象として設け、検証を行うよう求めたものと推察しますが、そうした仕組みが十分に整備されていないことの多い我が国の大学に対して求める以上は、単に「適切性等に関する検証」と述べるだけでは不十分であり、例えば、入学者の確保、学習成果や卒業後の進路の状況、財務運営への影響、管理運営の状況など、何の適切性を検証するのかに関する観点の明示（少なくとも例示）が必要ではないかと考えます。 また、「教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり」と述べられていますが、この表現では、不断に見直しを行う仕組みを求めていることにはならないため、定期的見直し（レビュー）を求める趣旨の表現に修正すべきではないかと考えます。	修正は行わない 指摘は、とくに具体的修正を求めるものではないので、修正しない。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応		
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】	
9	基準		評価基準案 各基準の文章	意見1と関連しますが、基準によっては「大学の」という文言が入っている項目と入っていない項目とがあり、「大学」が「大学一般」か「受審大学」のどちらを指すかが不明確な基準がある。文面を整理いただくか判断の指針で明確にしていれば有り難い。基準1-1では「教育の目的」は「大学一般の教育目的」か「受審大学の教育目的」のどちらとも解釈できる。また、基準2-1や2-2での「大学」は「受審大学」を意味していると理解されるが、基準2-4の「大学」は「大学一般」とも解釈できる。基準3～6のほとんどの基準において「大学の」が入っていないことも上記の疑問を抱かせる理由です。	意見を踏まえ、 修正する	一般的な内部質保証の基本的な考え方に、必要があれば大学固有の基本的な考え方を付加したものを想定している。なお、基本的な考え方を新たに明文化することを求めているかの印象に基づく意見が多いことから、基準の文言については、必要最小限の内容にとどめるため、基準の2-1、2-2において「大学の内部質保証に係る基本的考え方に則して、」を削除。 さらに、目的を定める対象について説明書きを付記。
45	基準		全体	・文末に使われている「確認し判断します」と「判断します」について、前者は実施状況や第3サイクルで導入されたもの、後者は義務化されているものや大学設置基準等で定められているものに対応していると思いますが、どちらか一方に表記を統一してはどうでしょうか。 ・「等」と「など」、「取組」と「取り組み」が混在しているため、どちらか一方に表記を統一してはどうでしょうか。	意見を踏まえ、 修正する	意見を踏まえ、「取り組み」の箇所を「取組」に修正。
57	基準		大学評価基準	現行の大学評価基準で示されている「基本的な観点」や「留意事項、根拠となる資料・データ等例」について、提示いただきたい。	修正は行わない	これらの内容は自己評価実施要項等で提示する予定。
71	基準	目次	全般	評価基準が6領域に纏められて、領域の構成は分かり易くなりました。しかし、「財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準」が領域3となっている点ですが、領域6に順番を下げて、第2期までの評価基準の構成を踏襲する方が全体として分かり易いと考えます。	修正は行わない	改正細目省令の趣旨を踏まえ、(内部質保証に関する基準を含めて)大学全体に係る基準を、教育課程ごとに分析する基準に先行させる構成としている。
137	基準		評価基準 全般	各基準について2巡目の認証評価の際には自己評価実施要項の中で一部の基準は具体的な数値により基準（尺度）が示されているものがあるものの、大部分においては明確な尺度が示されていないと思われるため、3巡目の認証評価においては、当初から適切とされる基準を明示していただきたいと思えます。	修正は行わない	指摘は、とくに具体的修正を求めるものではないので、修正しない。ただし、具体的な数値を基準において明示することが少ないのは、本大学評価基準が規模、目的において多様なわが国の大学に一律に適用されていることを想定していることによる。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応		
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】	
86	基準	1	領域1 基準1-1	基準1-1には「教育の目的に照らして」とあるが、判断の指針では、「教育研究の目的に則して」となっており、「 <u>教育研究の目的に照らして</u> 」とするのが適切ではないか。	意見を踏まえ、修正する	意見を踏まえ、基準1-1を「教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること」に修正。
92	基準	1	領域1 基準1-3	ここでいう運営体制が整備され、機能しているかの判断については、学校教育法第92条第3項の趣旨を踏まえ、学長に大学としての最終的な決定権がある体制となっていることの確認が必要ではないかと考える。 そのために、特に、運営体制が機能しているかの判断には、教育研究上の重要事項を教授会等で審議しているかどうかの確認のみならず、学長が実際に最終決定する仕組みの確認も必要ではないかと考える。	修正は行わない	法令に適合しているか否かの確認はほとんどの基準について必要であるので、個々の基準についてその旨を述べることをしていない。
70	基準	2	領域2 基準2-1～3	内部質保証に係る重点評価項目とともに、他の項目も含めた、総合的なスコアリングの方法について、実施要領などに明示いただきたい。また評価の最終結果で示される各「段階」の意味について、大学の社会的信用・ブランディングに関わることであるので、明確に示されたい。	修正は行わない	「スコアリング」という用語については解釈が分かれる余地があると考えられるが、大学評価基準を満たしているか否かの判断の手順については、「評価実施手引書」に記載する。また、内部質保証が優れて機能していることについては、判断指針のとおり。
72	基準	2	領域2	領域2「内部質保証に関する基準」が【重点評価項目】として重視されることは理解できます。しかし、その評価の観点と基準を示していただく必要があると考えます。「体制の整備から、機能しているか」までを評価される場合、根拠となるエビデンスとして「何を、どの様に」示すのか提示されてはどうでしょうか。	修正は行わない	自己点検・評価において分析すべき内容については、「自己評価実施要項」で示す。
81	基準	2	領域2 ・基準2-1 ・基準2-2 ・判断の指針	「内部質保証に係る体制」及び「内部質保証のための手順」を「明確に規定」と記載されているが、この規定する主体の単位について明確に記載するべきである。例えば、大学全体で定めればよいのか、あるいは学部や研究科ごとに定める必要があるのか。	修正は行わない	学部・研究科の特性を考慮したうえで、大学全体で定めることを想定している。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応		
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】	
87	基準	2	領域2 基準2-1、2-2	「大学の内部質保証に係る基本的考え方に則して」とあるが、この「考え方」は、大綱（案）P1の「大学が継続的に、自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげるにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図ること」のような一般的な内部質保証の考え方を指すのか、各大学がそれぞれ固有に持っている内部質保証に関する基本の考え方なのか、どちらを指すものなのか説明が不十分と思われる。	意見を踏まえ、修正する	一般的な内部質保証の基本的な考え方に、必要があれば大学固有の基本的な考え方を付加したものを想定している。なお、基本的な考え方を新たに明文化することを求めているかの印象に基づく意見が多いことから、基準の文言については、必要最小限の内容にとどめるため、基準の2-1、2-2において「大学の内部質保証に係る基本的考え方に則して、」を削除。 さらに、目的を定める対象について説明書きを付記。
93	基準	2	領域2	ここでいう自己点検・評価が、学校教育法第109条で定められた「自ら行う点検及び評価」の取組のうち、自己点検・評価書作成作業など狭義の評価活動を主に指すのか、または、内部質保証を進める上でのPDCAサイクルの取組（IR機能によるモニタリングやレビュー、定期的なデータ分析を踏まえた日常的改善の取組等）も含まれるのかが判然としない。 おそらく後者ではないかと思われるが、仮に前者のみを想定するニュアンスの場合、特に、基準2-2における手順、また基準2-3において、内部質保証が優れて機能していることを大学側が説明しにくくなるのが懸念される。 については、例えば「自己点検・評価」を「自己点検・評価をはじめとしたPDCAサイクルの取組」または「自己点検・評価をはじめとした継続的改善の取組」と記載する等、大学が取り組んでいる不断の改善努力とその成果について、積極的に書きやすくなるように検討願いたい。	修正は行わない	判断の指針の2-1において「教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善及び向上に継続的に取り組むための内部質保証」と明示しているとおり認識している。
118	基準	2	評価基準 P2~3 内部質保証に関する基準について	本項の内部質保証と機構が本年3月末に公表した「教育の内部質保証に関するガイドライン」との関係について示していただきたい。（認証評価で想定される内部質保証の体制、手順、仕組み等は、ガイドラインで示されている内容に沿って検討すればよいのか）	修正は行わない	大学機関別認証評価は、機構が定める大学評価基準に則して認証評価委員会が実施するが、その基準や実施の方法をガイドラインは拘束しない。内部質保証の体制等について検討する際には、「自己評価実施要項」を参照。
17	基準	2	領域2 内部質保証に関する基準 判断の指針 基準2-1	「内部質保証に係る体制が整備されているか否か」とあるが、具体的にどのようなことを備えた体制を想定しているのか例示いただきたい。	修正は行わない	具体的な体制は大学の状況によって異なり得るので、基準として示すことは不適當であるが、「教育の内部質保証に関するガイドライン」の内容がそのような場合に参考となることを想定している。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
23	基準	2	領域2 判断の指針（基準2－1） 【内部質保証システムを整備する単位について】 内部質保証システムを整備すべき単位（学部、学科、学位プログラム、講座）が大学評価基準に明記されていませんが、大学側の裁量に委ねられているという理解で良いのかどうかについてご教示願います。 評価の目的（大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること）及び評価方法（内部質保証の体制が整備され機能していることを重点的に評価すること、大学による内部質保証活動の一環として行われた自己点検・評価の結果とそれに対する対応を記した自己評価書及び資料・データ等を分析するとともに、必要な事項の確認及び実地調査を得て、基準に基づいて判断すること）の性質上、当該単位を大学側の裁量に委ねることを強く要望します。 ○実施大綱P.1: 1 評価の目的、2 評価の基本的な方針（4）内部質保証の重視	修正は行わない	内部質保証は、大学が機関として行うものであり、その際、どのような体制、方法で行うかは大学に委ねられている。
47	基準	2	領域2 内部質保証に関する基準 「判断の指針」の上から2行目の「・・・教育研究活動等の質の改善及び向上に継続的に取り組むための・・・」及び上から6行目の「・・・改善及び向上に結びつける取組が・・・」の「改善及び向上」について、実施大綱（案）の「2 評価の基本的な方針」の（3）と対応を取るのであれば、「向上及び改善」にした方が良いのではないのでしょうか。	修正は行わない	修正をする積極的理由が明確でないことから、修正は行わない。
84	基準	2	領域2 内部質保証に関する基準 「判断の指針」の「教育研究活動」とは、「教育の内部質保証に関するガイドライン」（平成29年3月31日、大学改革支援・学位授与機構 質保証システムの現状と将来像に関する研究会）のP3で定義されている『「教育研究活動」とは、教育活動を中心とし、研究活動に根ざした教育活動を含むものである』と同定義と考えてよろしいか。	修正は行わない	「教育研究活動」とは、学校教育法及び大学設置基準でいう「教育研究」の活動を指している。なお、実施大綱にあるとおり、教育活動を中心とした評価を実施する本評価においては、指摘の定義のとおり考えていただいても差し支えない。
46	基準	2	領域2 内部質保証に関する基準 基準2－2は、以下のように基準2－1の表記とあわせただけの方が良いのではないのでしょうか。 （例）「基準2－2 【重点評価項目】大学の内部質保証に係る基本的考え方に則して、内部質保証に係る手順が明確に策定されていること」	修正は行わない	修正をする積極的理由が明確でないことから、修正は行わない。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
94	基準	2	領域2 基準2-1, 2-2	修正は行わない	指摘されている内容は、内部質保証のもっとも根幹的な体制及び手順の策定を促すものであり、自己評価の段階において仮に不十分だと認識した場合には、その不十分な点を改善したうえで自己評価を完了させ、自己評価書の提出に至るものであると認識している。
18	基準	3	領域2 内部質保証に関する基準 判断の指針 基準2-4	修正は行わない	基準2-1および2-2で示している大学全体としての体制と手順を用いて教育研究上の基本組織の新設および変更の見直しが適切に検討する仕組みを想定。
20	基準	3	領域2 P.3:判断の指針（基準2-3）、 P.9:判断の指針（基準6-8）	修正は行わない	意見を参考とし、「評価実施手引書」「自己評価実施要項」へ反映させるとともに、認証評価委員会において対象大学の実情に応じた評価となるように配慮する。
48	基準	3	領域2 内部質保証に関する基準	修正は行わない	修正をする積極的理由が明確でないことから、修正は行わない。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
49	基準	3	領域2 内部質保証に関する基準 「判断の指針」の上から5行目の「・・・、学生を含む関係者からの意見を収集、分析する組織的取組が効果的であった場合、・・・」について、4行目の「・・・、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集し分析する組織的取組が効果的であった場合、・・・」に合わせて、以下のように修正（下線部分）してはどうでしょうか。 （例）「・・・、学生を含む関係者からの意見を収集し分析する組織的取組が効果的であった場合、・・・」	意見を踏まえ、修正する	意見を踏まえ、「・・・、学生を含む関係者からの意見を聴取し、分析する組織的取組が効果的であった場合、・・・」に修正。
64	基準	3	領域2 内部質保証に関する基準 今回の改正における基準2-3は、従前の基準8-1（基本的な観点8-1-②、③）および基準9-3を包含するものと理解してよいか、お聞きしたい。	修正は行わない	意見のとおりである。ただし、新基準2-1、2-2、2-3が2巡目基準8-1及び9-3を包含すると考える。
85	基準	3	領域2 内部質保証に関する基準 「判断の指針」に「機構の評価では、点検に必要な情報を・・・であった場合、学生を含む関係者からの・・・であった場合、信頼できる第三者による・・・している場合には、内部質保証が優れて機能しているものとして高く評価します。」とあるが、これは、①「点検に必要な情報を・・・であった場合」②「学生を含む関係者からの・・・であった場合」③「信頼できる第三者による・・・している場合」の1点でも満たした場合に高く評価されるのか、それとも3点とも満たした場合に高く評価されるのか。	修正は行わない	指摘された点の判断方法については、「評価実施手引書」で方針を記載するとともに、対象大学の状況に応じて、認証評価委員会で判断することを想定している。
121	基準		評価基準（案）の領域2の基準2-4について 「教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること」とある。具体には学部の新設を行った場合に、その新設学部を評価する「仕組み」を新設学部の内に持つ必要があるのか、外に持つ必要があるのか、それともその両方なのかがわかりにくい。	修正は行わない	基準2-1および2-2で示している大学全体としての体制と手順を用いて教育研究上の基本組織の新設及び変更の見直しが適切に検討する仕組みを想定。
95	基準	2	領域2 基準2-5 教員評価の仕組みに関しては、教員の採用、昇任といった選考の際に、教育能力の評価に取り組んでいるかを分析対象に組み込むべきではないかと考える。	修正は行わない	指摘された点に関する必要な内容は「評価実施手引書」及び「自己評価実施要項」等で提示する。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
109	基準		<p>領域2の基準2-5では、「教員評価の仕組み」の状況を分析して判断する旨の記載があるが、これは「教育の内部質保証に関するガイドライン」にある「4-2：教員の教育能力の点検・評価を行う」ことを指すのか？</p> <p>それとも「国立大学経営力戦略（H27年6月）」において、第3期国立大学法人評価に求められている「人事給与システム改革と業績評価」＝教員評価と給与等の処遇反映まで含むのか？</p>	修正は行わない	評価の継続性、評価項目（「教育」「研究」等）、評価結果の処遇への反映等については、2巡目の基準において基本的な観点から分析した内容を変更する必要はないと考えている。
12	基準	4	<p>領域3の基準3-1、3-2、3-3及び3-5については、旧基準において基準9に相当するものと考えられるが、大学の財務運営、管理運営を含んだ業務実績については、国立大学法人評価において評価・確認がされており、また、財務諸表についても文部科学大臣に提出し、承認を受けている。</p> <p>改めて大学機関別認証評価において重複して評価を行うことは効率的とは言えないため、上記の評価、承認を受けている国立大学法人については、本基準を満たしているものについて同基準に係る書類提出を免除する等省力化を検討いただきたい。</p>	修正は行わない	機構が行う認証評価以外の評価の分析、結果を活用することは今回の改訂の基本的方針の一つである。「実施大綱（案）」、「大学評価基準（案）」とともに公表した「3巡目の大学機関別認証評価のポイント（検討案）」を参照。
108	基準		<p>現行大学評価基準の「基準9：財務基盤及び管理運営」では、基準-9-3-②として「外部者による評価が行われているか」という観点があるが、新基準ではこの観点が無くなる。</p> <p>しかし、「教育の内部質保証に関するガイドライン（H29.3.29機構）」では、「2-6：外部評価の実施が望ましい」とある。今後はガイドライン対応の観点から、外部評価の継続が強く推奨されるのか？</p>	修正は行わない	これまでの評価の実績を踏まえて、あらたに基準2-3において、信頼できる第三者による検証、助言を受けていることを高く評価するという整理にしている。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応		
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】	
96	基準	4	領域3 基準3-4	<p>大学を運営するための職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その体制を確保する取組をどう分析し判断するか、現状では制度的視点からの説明・判断は困難と考える。例えば、大学が定める就業規則や人事関連規則の範囲では、教員、事務職員等それぞれの職務・役割の規定にとどまることが想定されるからである。</p> <p>一方、規則や制度で謳うまでもなく、重要な会議・推進室等において教員と事務職員等の両者が検討に参加し、連携・分担して大学運営にあたる事例は多数存在する。</p> <p>したがって、①教員と事務職員等が連携して大学運営上の重要事項を組織的に検討している等の事例により、連携体制が確保されているかどうかをまず確認し、②その検討事項が実行に移されている事例によりその連携体制が機能しているかどうかの確認を行い、①②をもって役割分担が適切かどうかを判断することが、進め方として適切ではないかと考える。</p>	修正は行わない	修正を求められていないため、修正行わない。
50	基準	4	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公開に関する基準	<p>「判断の指針」の下から4行目の「基準3-5においては、財務及び管理運営に関する内部監査を含む内部統制及び監事の体制が機能しているか否かを判断します。」について、以下のように修正（下線部分）してはどうでしょうか。</p> <p>（例）「基準3-5においては、財務及び管理運営に関する<u>内部統制及び内部監査</u>や<u>監事による監査</u>の体制が機能しているか否かを判断します。」</p>	修正は行わない	修正をする積極的理由が明確でないことから、修正は行わない。
88	基準	4	領域3 基準3-5	<p>判断の指針に会計監査人による監査も例示してはどうか。</p>	修正は行わない	内部統制の中に会計監査人による監査が位置付けられていると認識しているため、ここでは具体的に明示せず、自己評価実施要項等で例示することを検討中。
1	基準	4	領域3 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	<p>主に図書館で構築運用している機関リポジトリ（当該大学・機関の教育研究成果を広く発信するシステム）の登録コンテンツの内容及びアクセス状況も含めた分析が必要である。</p>	修正は行わない	個々の大学による取り組みとして特記すべき内容を記述するための欄を設けることを検討中。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
103	基準	4	領域3 基準3-6判断の指針	研究成果の公表に関し、オープンアクセスの進展などを鑑み、機関リポジトリの役割を含めて分析することが必要である。	修正は行わない 個々の大学による取り組みとして特記すべき内容を記述するための欄を設けることを検討中。
2	基準	6	領域4 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	図書館については、図書等資料の収集・整備状況と利用状況のみならず、以下の項目の分析も加えていただきたい。 ・デジタルアーカイブの構築状況・公開状況 ・ラーニングコモンズ等の自主的学習環境の整備状況 ・図書資料が有効に活用されるための図書館の取り組み状況 (情報リテラシー教育、ガイダンス、授業との連携、展示会等)	意見を踏まえ、修正する 意見を踏まえ、基準4-1の判断の指針を修正。また、個々の大学による取り組みとして特記すべき内容を記述するための欄を設けることを検討中。
13	基準	6	領域4 基準4-1	基準4-1の判断にあたっては、教育研究活動及びその支援業務にICT環境が与える影響の重大性が増大していることに鑑み、以下のような項目に関する分析に基づくことが望ましい。 ・事業継続性を考慮した情報通信環境の整備が行われていること（この点について成果が上がっていれば優れたものであると言ってよい） 例）基幹業務システム等のクラウドサービス利用	意見を踏まえ、修正する 意見を踏まえ、基準4-1の判断の指針を修正。また、個々の大学による取り組みとして特記すべき内容を記述するための欄を設けることを検討中。
14	基準	6	領域4 基準4-1	基準4-1の判断にあたっては、現代社会においてICT利用が浸透し、学生が自ら所有するパソコン等の活用能力を習得することが一層重要となっていることから、以下のような項目に関する分析に基づくことが望ましい。 ・授業、自主学習ならびに課外活動等において自ら所有するICT機器を活用するための情報通信環境ならびに支援体制等の整備が行われていること（この点について成果が上がっていれば優れたものであると言ってよい） 例）学生のパソコン必修化と、それに対応する利用環境整備および支援体制整備	修正は行わない 個々の大学による取り組みとして特記すべき内容を記述するための欄を設けることを検討中。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意見	対応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理由等】
97	基準	6	領域4 基準4-1	施設及び整備が有効に活用されているかについては、教育研究成果につながった活用事例といった定性的視点から判断するのか、または従来の収容者数・利用時間等に加え、稼働率・利用人数の実績といったアウトカムの定量的視点も加味して判断するのか、明示が必要ではないかと考える。	修正は行わない 個々の大学による取り組みとして特記すべき内容を記述するための欄を設けることを検討中。
98	基準	6	領域4 基準4-1	<p>情報通信環境の整備状況の分析にあたっては、次のような状況を踏まえたうえで行うべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの学生がスマートフォンを所有し、9割以上の学生が自身のPCを保有していること ・スマートフォン等の常時インターネット接続が常態化していること <p>そのうえで、次のような分析を行うことが望ましいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯機器は基本的に無線LAN環境を利用することから、学生が自由に利用できる無線LAN環境の整備状況（教室、図書館、自習室等で利用可能か）とその利用状況についての分析 ・安全に無線LAN環境を利用するためのセキュリティ対策の状況（認証、暗号化等）についての分析 ・教務システム、LMS、e-learning等のWebサービスの利用が普及していることから、これに対応した認証統合の状況の分析を通じて、学生の利便性確保とセキュリティ対策を分析 	修正は行わない 個々の大学による取り組みとして特記すべき内容を記述するための欄を設けることを検討中。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
104	基準	6	領域4 基準4-1判断の指針 図書館に関して以下のような項目に関する分析が必要である。 1) ラーニングcommonsなど、学生の多様な学習スタイルに対応した学習空間の整備、利用状況 2) ライセンス契約によって利用可能となっている電子情報資源を含め、教育研究上必要な情報資源の整備、利用状況 3) 学習空間、情報資源の有効な活用を促し、また必要に応じて利用を支援する図書館専門職員の配置状況 なお、基礎データの収集にあたっては、文部科学省によって実施されている「 <u>学術情報環境実態調査</u> 」の項目をそのまま使うことが望まれる。	意見を踏まえ、修正する	意見を踏まえ、基準4-1の判断の指針を修正。また、個々の大学による取り組みとして特記すべき内容を記述するための欄を設けることを検討中。
51	基準	6	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 「判断の指針」の下から3行目の「・・・、また、留学生、障害のある学生等、・・・」について、以下のように修正（下線部分）してはどうでしょうか。 (例) 「・・・、また、 <u>障がいのある</u> 学生等、・・・」	修正は行わない	修正をする積極的理由が明確でないことから、修正は行わない。
10	基準	7	領域5 基準5-1（判断の指針） 3巡目の大学機関別認証評価のポイント（検討案）として「大学及び学部・研究科等の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針に関して相互の整合性を確認することとしたこと」とされていることから、学生受入方針が学位授与方針及び教育課程方針と整合的であることを判断する旨を、判断の指針へ記載することが望ましいのではないかと考えます。	意見を踏まえ、修正する	判断の指針3行目において、「学生受入方針を」と「明確に定めて」の間に「学位授与方針及び教育課程方針との整合性に留意しつつ」を挿入し修正。
52	基準	7	領域5 学生の受入に関する基準 「基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること」について、下線部分が現実実施大綱から変更されていますが（以下参照）、その変更理由をご教示願います。また、基準5-3では、具体的にどのような観点で分析が行われ、本基準を満たしているかどうかの判断が行われるのかを「判断の指針」に具体的に記述願います。 (現実実施大綱) 「基準4-2 実入学者数が入学定員と <u>比較して</u> 適正な数となっていること。」	修正は行わない	文言の明確化・適正化を図るために変更を行った。必要があれば自己評価実施要項で明確化する予定。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
53	基準	8	領域6 教育課程と学習成果に関する基準 実施大綱（案）の「2 評価の基本的な方針」の「（5）学習成果を重視した評価」と対応を取るのであれば、当該箇所に記載されている「経験の質」に対応した内容が必要だと思いますが、これについて大学評価基準（案）の領域6の中では全く触れていないように思われます。	修正は行わない	実施大綱は、基準の内容だけでなく、認証評価の実施の全般にわたる方針を示すものであるため、その記載内容が基準のみに反映できるものではないと考えている。
65	基準	8	領域6 教育課程と学習成果に関する基準 ・従前の基準では基準5「教育内容及び方法」について学士課程と大学院課程を別途自己評価するように整理されていたが、今回の改正ではそのような整理がなされていない。他方、今回の基準では学部・研究科等毎に確認・判断されることになっている。そこで、具体的には、基準6-1～8について、学部・研究科等毎にすべて自己評価し、それらを列記することになるのか。また、それに加え、全学としての取組等も列記するのか、お聞きしたい。 ・関係する基準6-8については、従前の基準6に係る基本的な観点6-1-①～6-2-②を包含するものと理解してよいか、お聞きしたい。	修正は行わない	基準6-1～8については学部・研究科ごとの内容について基準に沿って確認することになっている。学部・研究科を超えた取り組みについては「自己評価実施要項」等で記載ができるよう工夫する。 新たな基準6-8については意見のとおり。
106	基準		大学評価基準(案) 「領域6 教育課程と学習成果に関する基準」 現行「大学評価基準」（平成16年10月、平成29年3月改訂）においては、基準5「教育内容及び方法」の「基本的な観点」の（学士課程）5-2-⑥「通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。」と記し、（大学院課程）5-5-⑤「通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。」と記しています。しかし、今回の「大学評価基準（案）」においては、当該記載がなくなっています。 大学通信教育を行う大学が認証評価を受ける際に、教育内容及び方法について水準の維持と発展のための事実が記載されないという危惧があります。このため、なんらかの形で大学通信教育に関する記載が可能となるように案文の検討をお願いします。	修正は行わない	認証評価では関係する法令に則して適切な授業等が行われているかについて評価を行うものであり、指摘された点については関係する省令等の内容を踏まえることを「評価実施手引書」「自己評価実施要項」で明記し、必要に応じて領域6の各基準、特に基準6-4等において分析することを考えている。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
127	基準		大学評価基準 基準 6	大学での学びは「学習」→「学修」に統一されたものではなかったでしょうか。	修正は行わない 当機構の認証評価においては、「学習」に統一している。
100	基準	8	領域 6	「各教育課程の状況を踏まえて、学部・研究科等ごとに確認し判断する」方針が示されている中、「3巡目の大学機関別認証評価のポイント（検討案）」には、「学部・研究科等に加えて、複数の分野に跨る教育課程を有している場合にはその実施に責任を有する組織を想定する。」とある。ここでいう教育課程とは、基本的には、授与する学位を踏まえて編制される、いわゆる学位プログラムを指すものと受け止めているが、教養教育科目の実施責任は全学的組織が担い、専門教育科目の実施責任は学部が担っている場合、教養教育科目部分については全学統一的に分析し、専門教育科目部分は学部、または授与する学位ごとに分析することも可能と判断してよいのかどうか、示していただければと考える。	修正は行わない 教養教育については大学ごとに位置づけ、実施方法が異なるため、大学ごとに分析しやすいように単位を決めることを求める方向で「自己評価実施要項」を記載する。
102	基準	9	領域 6	「学部・研究科等ごとに確認し判断する」方針であれば、領域 6 での自己評価の組織単位と、国立大学法人評価（教育研究評価）における現況分析単位とが近似すると考えられるため、領域 6 に係る自己評価書の内容と、現況分析項目（教育）との記載内容の重複もいっそう顕著になるのではないかと考える。 第 3 期の国立大学法人評価と近接したスケジュールで 3 巡目の認証評価を受審する国立大学が多数想定されるため、効率的かつ効果的な評価につながるような両者の制度設計をお願いしたい。	修正は行わない 意見を参考にする。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
82	基準	8	<p>領域6 ・基準6-1 ・判断の指針</p> <p>基準6-1本文において、「学位授与方針が具体的かつ明確であること」とあり、また、判断の指針欄においても、「学生が身に付けるべき資質・能力の目標を具体的かつ明確に示しているか否かを判断します。」とあるが、この「具体的かつ明確」（下線箇所）について、どのような趣旨が正確に伝わるよう記載すべきである。</p> <p>例えば、「学生が身に付けるべき具体的な能力、技能、態度等について明確に記載しているか」という趣旨なのか。</p> <p>あるいは、「明確に具体化されている」という意味で、「数値的な基準の記載を求める」ことであるのか。後者であれば、学位論文の作成やそのための研究活動を課している大学院教育では、「公表論文数」や「論文掲載誌のインパクトファクター」など、研究活動の質に必ずしも直結しない外形的な具体性を求めていると受けとられることが危惧される。例え現時点においてそのような意図を含まないとしても、この文言が独り歩きして近い将来の大学（院）教育をゆがめ、硬直化させてしまう恐れもある。2巡目の基準よりさらに進めたい趣旨は理解できるが、これらの影響を考慮し、特に「具体的かつ」という文言の再考を求める。</p> <p>基準6-1の前提として、大学の特性や学問分野の多様性に配慮した評価基準となるよう、配慮をお願いしたい。</p>	修正は行わない	<p>「具体的」という文言については、『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』で定められた各ポリシーの具体性を求めていることから表記している。学位授与方針については、学習成果を大学として確認する際の指標となるものであることから、具体的かつ明確なものとして求めているものであり、あくまで大学として達成を判定することのために使えるかどうかというのが重要なものであり、数値基準を必須のものとして求めることは想定していない。</p>
122	基準		<p>評価基準（案）の領域6の基準6-1の判断の指針の説明文について</p> <p>「学位授与方針において、学生が身につけるべき資質・能力」となっているが、それだけでは不十分と考える。大学における学習成果としては、「知識・スキル（技能）・資質・能力」などのように、「知識・スキル」等も含める必要がある。</p>	修正は行わない	<p>指摘された点はそのとおりであり、「能力」の中に「知識・スキル」も含まれるものと理解している。</p>
15	基準	8	<p>領域6 基準6-2</p> <p>基準6-2について、カリキュラム・ポリシーの中に以下の項目を具体的に盛り込む必要がありますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該教育課程における学習方法、学習過程 ・学習成果の評価の方針 <p>それともカリキュラム・ポリシーとは別に定めれば、問題ありませんでしょうか。（原案では、少しわかりづらく感じました。）</p>	修正は行わない	<p>機構が求めている教育課程方針とは、『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』におけるカリキュラム・ポリシーのことを指しており、当該関係記述に照らして作成することを想定している。（当該ガイドライン3ページ目上部の表等を参照。）</p>

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
19	基準	9	領域6 内部質保証に関する基準 判断の指針 基準6-3	「教育課程の編成及び授業科目の内容が、・・・かつ相応しい水準であるか否かを判断」とあるが、何をもちて相応しいとするのか、想定している資料等を例示いただきたい。	修正は行わない 想定している資料等は、日本学術会議において定められた分野別の参照基準や当該分野において信頼されている第三者評価機関が定めた基準である。これらを参照して、大学において教育課程ごとの自己点検・評価が行われた結果を評価担当者について判断することを想定している。
11	基準	8	領域6 基準6-3	判断の指針では、「・・・授与される学位に付記する分野と整合的であるとともに体系的であり、・・・」とされていることから、基準6-3の文言について「・・・に即して、 <u>整合的</u> かつ体系的であり・・・」のように「整合的」であることも明記することが望ましいのではないかと考えます。	修正は行わない 「整合的」という文言に関する指摘は理解できるものの、当該基準で直接確認しているのは個々の教育課程であるので、整合性については判断の指針のみの記述にとどめ、評価にあたって考慮することとした。
99	基準	8	領域6	各授業の内容が、担当教員任せでなく組織的な責任体制のもとで実施されていることを確認するために、15回の開講を担保する方法、シラバスの内容の組織的点検の方法、成績の点検方法などについて、また、それらの実施状況について分析すべきではないかと考える。 その際、例えば、学期ごとの休講率やそれに対する補講実施率、個々のシラバスの内容が教育課程方針等を適切に反映して記述されていることの組織的取組（チェックリスト）、同一科目を複数教員が担当している場合の成績分布の点検状況、成績評価の標準化等の取組状況等について確認が必要ではないかと考える。	修正は行わない 指摘のとおりであり、今回の内部質保証の充実が求められていることを踏まえ、各大学において責任をもって指摘のような必要な確認を行われることを前提として内部質保証及びそれぞれの基準の状況について評価をすることとなる。
140	基準	8	評価基準 P8 領域6 基準6-4	判断の指針にCAP制に関する言及があり、適切であるか否かを判断するとありますが、上限単位数の多寡についても判断するのが明確でなく、その点を明示していただきたいと思います。	修正は行わない 単位上限に係る分析、判断の方法については、「評価実施手引書」及び「自己評価実施要項」で示す。
58	基準	9	領域6 基準6-5に関する説明	「学生のニーズに即した履修指導や学習相談の体制が整備されているか」については、体制が整備されていることが確認できればよいか。	修正は行わない 学生のニーズに即した履修指導や学習相談の体制が整備されていれば基準6-5を満たすこととなりますが、その体制が機能していない場合には、基準6-7、6-8においてその他の内容も含めて分析、評価することとなる。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応	
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】
105	基準	8	領域 6 基準 6-5 判断の指針 履修指導，支援に関し，以下のような項目に関する分析が必要である。 1) 履修指導や学生相談における，教員のみならず職員も含めた支援体制の整備状況 2) ラーニングcommonsなどの学習空間における個別の学習指導や論文作成セミナーなど集約的な学習指導の実施状況	修正は行わない	個々の大学による取り組みとして特記すべき内容を記述するための欄を設けることを検討中。
3	基準	8	領域 6 基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること 主に図書館に設置されている自主的学習スペース（ラーニングcommons等）における個別学習支援の実施状況も含めた分析が必要である。	修正は行わない	個々の大学による取り組みとして特記すべき内容を記述するための欄を設けることを検討中。
59	基準	9	領域 6 基準 6-8 に関する説明 「学位授与方針に明示する学習成果が上がっているか」の判断基準は示されるのか。	修正は行わない	各大学で策定する学位授与方針は求める学習成果が上がっているかについて、大学による分析結果に基づいて評価担当者が判断する。
73	基準	9	領域 6 基準 6-8 卒業又は修了一定期間経過後における関係者への調査について，被評価者の公平性を担保するため，一定期間の定義について明確にされてはどうか（例えば，卒業後5年以上等）。	修正は行わない	意見を参考にし、明確な記述ができる場合は自己評価実施要項で明確化する。
101	基準	8	領域 6 卒業・修了時（後）において学習成果が得られているかについては，基準 6-8 で分析することになっているが，これまでの基準 6-1-①に相当する内容に関して，教育の目的や教育課程方針に則して，在学中の各学年における学習成果に関する分析はどのような扱いになるのか。標準修業年限内卒業（修了）率等の今後の取り扱い，また，基準 2-3 等に含めて学習成果把握の取組等を分析することになるのか，明確にしていればと考える。	修正は行わない	基準 6-7 において，卒業（修了）判定の前段階としての段階としてとらえられる進級等について，自己評価実施要項で明確化することを予定。
26	その他	15	(新設) ⑨改善状況の報告 【脱字について】 「○対象大学は、・・・、当該事項等に関する対応状況の報告を機構」で途切れており、以降、「に対して行うこととします。」が記載されていません。	修正は行わない	指摘された状況は使用するPCの環境によるところと思われる。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応		
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】	
83	その他		(意見照会の方法)	<p>従前、大学評価基準等の改正案に係る意見照会においては、貴機構が作成した新旧対照表が添付され、改訂箇所と対応して改訂理由も記載されており、大学側で検討する際も改訂内容を把握しやすかった。</p> <p>一方で、今回の意見照会においては、大学評価基準（案）は新旧対照表の提供がなく、また改訂理由についても、これに代わるものとして「3巡目の大学機関別認証評価のポイント（検討案）」の提供があったが、記載の項目それぞれが大学機関別認証評価実施大綱（案）及び大学機関別認証評価大学評価基準（案）のどの項目に関連するのかが明示されておらず、改正案の内容や趣旨を把握するのが非常に煩雑であった。</p> <p>今後の意見照会にあたっては、最低限、従前の方法に戻すなど、大学側にとって解りやすい方法でお願いしたい。</p>	修正は行わない	大きく構成を変えたため、対照で示すことが必ずしもわかりやすいとは限らないと判断したため、このような形をとった。だが、2巡目との比較に関しては、わかりづらいのも事実なので、今後は、わかりやすいように工夫する。
123	その他			<p>審査のあり方が、機関別評価を主体としていた学位プログラムごとの内部質保証体制が構築されているかに評価軸を変えるように見えます。</p> <p>総論としては賛成ですが、学位プログラムごとの内部質保証は、その学位プログラムを最も理解している各学科の教員を割り当てることになり、大学ごとに各学科の数だけ、内部質保証の教員を配置し、それぞれが独自に質保証を行っていく、大学としての統一感が損なわれる恐れがあり、大学のガバナンスを揺るがすことになりかねません。</p> <p>大学執行部と学科側の対立、また質保証担当者が各大学に十分にいないことを考えますと、この改訂は時期尚早と考えます。</p>	修正は行わない	指摘は、とくに具体的な修正を求めるものではないので、修正しない。なお、内部質保証は機関としての大学の求められているものであり、その重視は改正細目省令の定めるところによるものである。
4	ポイント	2	9.評価業務の効率化	<p>自己評価書における図書館に関する事項の根拠資料については、文部科学省が毎年度実施している「学術情報基盤実態調査（大学図書館編）」の項目・データをそのまま使用可能とすることができないか検討いただきたい。但し、定性的な評価のための文章記述の余地も残すことが必要である。</p>	修正は行わない	意見を参考にする。
24	ポイント	1	1.内部質保証に関する評価	<p>【優れた取組等への評価の効率化について】</p> <p>内部質保証について、優れた取組を実施していると評価された大学における次回以降の評価を効率的に行うことに賛成します。</p> <p>この仕組みについては、内部質保証に関する評価に限らず、他の全ての項目についても適用できるよう検討を要望します。</p> <p>併せて、指定国立大学法人として指定された大学やジョイント・ディグリープログラムを実施している大学等については、当該制度の趣旨等を踏まえ、認証評価業務の効率化または認証評価の受審免除について検討を要</p>	修正は行わない	意見を参考にする。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応		
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】	
54	ポイント		<p>「3巡目の大学機関別認証評価のポイント」は、今回示された実施大綱（案）又は大学評価基準（案）の改訂ポイントをまとめたものであるとのことでしたが（10/4 大学改革支援・学位授与機構にTELで確認）、以下の項目について、各案に係る該当箇所を読み取ることができなかつたため、ご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 内部質保証に関する評価」（2つ目の「○」） ・「2 三つの方針に関する評価」（3つ目の「○」の前半部分） ・「3 教育課程の評価」（2つ目の「○」） ・「6 設置計画履行状況等調査等の指摘事項の確認」 ・「10 大学評価基準の構成及び評価結果の判断方法（4つ目の「○」） 	修正は行わない	<p>それぞれの指摘に対する該当箇所は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 内部質保証に関する評価」（2つ目の「○」）・・・3巡目の評価を実施しながら検討するため、現時点では実施大綱（案）及び大学評価基準（案）には記載していない。 ・「2 三つの方針に関する評価」（3つ目の「○」の前半部分）・・・大学評価基準（案）「領域5」及び「領域6」に記載している。 ・「3 教育課程の評価」（2つ目の「○」）・・・自己評価実施要項に記載する。 ・「6 設置計画履行状況等調査等の指摘事項の確認」・・・自己評価実施要項に記載する。 ・「10 大学評価基準の構成及び評価結果の判断方法（4つ目の「○」）・・・現行「基準1」を削除する旨の記載のため、実施大綱（案）及び大学評価基準（案）には記載していない。 	
60	ポイント	1	3.教育課程の評価	左記該当箇所にある3つの事項について、それぞれ実施大綱及び評価基準のどの部分に対応するか不明である。	修正は行わない	<p>それぞれの指摘に対する該当箇所は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つめの○・・・領域6「判断の指針」に記載している ・2つめ、3つめの○・・・自己評価書実施要項で記載する。
66	ポイント	2	6. 設置計画履行状況等調査等の指摘事項の確認	<p>内部質保証に関する基準において、他の第三者評価等の指摘事項に対する対応状況を確認しているが、各部局で定期的実施している外部評価は「他の第三者評価等」に該当するのか、お聞きしたい。 ※本学の外部評価は「自己点検・評価の結果及びその他の活動状況に対する学外者による検証」としており、概ね7年毎に実施している。</p>	修正は行わない	該当する。

実施大綱・大学評価基準（改訂案）に対する意見対応表

意見 No.	該当箇所		意 見	対 応		
	大綱/基準	頁		【対応案】	【理 由 等】	
120	ポイント	1	3 巡目の大学機関別認証評価のポイント（検討案） P1 「3 教育課程の評価」	<p>本学のような総合大学の場合、評価の作業を「大学レベル」で行うことが期待されているのか、学部等の部局レベルで行うことが期待されているのかわかりにくい。（大学によって状況が異なるので、このような書き方にならざるを得ないのであろうと推測する。）評価の実施に際しては、各大学の状況に応じて柔軟な評価ができるようにしていただきたい。</p>	修正は行わない	各大学の状況に応じて、評価することを想定している。
141	ポイント	1	3 巡目の大学機関別認証評価のポイント（検討案） P 1 1.内部質保証に関する評価	<p>内部質保証に関する評価において、「優れて取り組んでいる場合には高く評価する」とありますが、「優れて取り組んでいる」とする基準を示していただきたいと思います。</p>	修正は行わない	<p>大学評価基準（案）領域2 基準2-3の判断の指針で、「点検に必要な情報を体系的、継続的に収集し、分析する組織的取組が効果的であった場合、学生を含む関係者からの意見を収集、聴取し、分析する組織的取組が効果的であった場合、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、内部質保証が優れて機能しているものとして高く評価します。」と記載している。判断方法については、「評価実施手引書」等で方針を記載するとともに、対象大学の状況に応じて、認証評価委員会で判断することを想定している。</p>
142	ポイント	1	3 巡目の大学機関別認証評価のポイント（検討案） P 1 1.内部質保証に関する評価	<p>「内部質保証に関して優れて取組を実施しているとされた大学に関して、次回以降に効率的な評価を行う」とありますが、「効率的な評価」とは具体的にどのようなものを指すのか明示していただきたいと思います。</p>	修正は行わない	<p>次回以降に効率的な評価を行うことに関しては、各大学における内部質保証の整備、実施の状況を踏まえて3巡目の評価を実施しつつ具体的に検討中。</p>
143	ポイント	3	3 巡目の大学機関別認証評価のポイント（検討案） P 3 11.評価の実施時期	<p>「法令上の7年以内ごとに評価を受けることができる」とありますが、これは大学側が指定する時期に評価を受けることができると解釈されますが、その点を明示していただきたいと思います。</p>	修正は行わない	その解釈のとおりであり、特に詳細な明示は行わない。